

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年年6月28日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	桶川市
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.okegawa.lg.jp/shisei/shiyakushoshokuin/joho/6857.html

執行機関名 桶川市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項の規定による医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務(以下「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第12の項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項の規定による医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務(以下「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	桶川市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		桶川市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱